



各 位

当社連結子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

岐阜市が当社の連結子会社である荏原環境プラント株式会社に提起していた損害賠償請求訴訟について、2023年5月31日、岐阜地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 判決のあった裁判所及び年月日
  - (1) 裁判所:岐阜地方裁判所
  - (2) 年月日:2023年5月31日
- 2. 訴訟を提起した者
  - (1) 名 称:岐阜市
  - (2) 所在地: 岐阜市司町 40 番地 1 (3) 代表者: 岐阜市長 柴橋 正直
- 3. 訴訟を提起された者の概要
  - (1) 名 称: 荏原環境プラント株式会社
  - (2) 所 在 地:東京都大田区羽田旭町11-1
  - (3) 代表者の役職・氏名:代表取締役 山田 秀喜
  - (4) 事 業 内 容:廃棄物処理施設、環境・エネルギー施設の設計施工及び維持管理・ 補修工事等
  - (5) 資 本 金:5,812 百万円
- 4. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社(以下、「EEP」といいます。)による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市から EEP に対し、43 億 62 百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に 2019 年 1 月 31 日付で提起されました。その後、岐阜市が損害賠償請求金額を 46 億 92 百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立てを行いました。

## 5. 判決の内容 (要旨)

- (1) 被告は、原告に対して金 7 億 4845 万 4265 円及びこれに対する平成 27 年 10 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、その5分の1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 6. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を精査し決定いたします。 本訴訟に関して、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上